

三井田川炭鉱における労働者の募集と解雇(二)

金子, 雨石
田川郷土研究会会員(元貝島炭鉱職員)

<https://doi.org/10.15017/13625>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 6, pp.76-86, 1976-03-15. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

三井田川炭礦における労働者の募集と解雇 (二)

金子 雨石

解雇手続と解雇手当及び退職手当

解雇手続

当鉱業所の最初から現在に至るまでの間に改正された解雇に関する事項を挙げると、先ず明治三十五年五月制定の鉱夫使役規則では左の如く定められている。

1. 鉱業上の都合により止むを得ず鉱夫の減員を要するときはその旨十四日前に予告すること。
 2. 負傷疾病に罹り従業を不能とする旨の医師の診断あるとき。
 3. 鉱業条例第六十六条に掲ぐる場合の他故意に規則を犯し、または擅ままに休業し事業に障害を与えたるとき。
 4. 使役年限を定めたるものは鉱業条例第六十七条に掲ぐる場合の外承諾なくしては罷むを得ざること。
 5. 鉱夫解雇の場合はその請求により本人の技能賃金並に解雇の事由を記したる証明書を与えること。
- 等であるが、大正六年一月から実施の鉱夫雇傭労役規則には、
1. 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 2. 所定の規則または命令に違背しその情状重きとき。
 3. 常時怠惰粗暴なるかまたは著しく不正の行為ありたるとき。
 4. 身体虚弱傷痍疾病その他業務に堪えずと認めたるとき。
 5. 鉱業廃止のとき。
 6. 業務の都合によるとき。

と定めた。現行規定に於ては十四日前に予告して解雇すべきものを左の如く規定している。

1. 法令または法令に基ずく当鉱山所定の規則若しくは命令に違反しその情状重きとき。
 2. 常時怠惰粗暴であるかまたは雇傭に關し欺罔の所為その他甚だしき不正の行為あつたとき。
 3. 故意に当鉱山の秩序を乱し若しくは業務を阻害しまたは著しい損害を蒙らしめたとき。
 4. 無断欠勤引続き十五日以上に及びたるとき、または正当の理由なくして引続き欠勤三十日以上に及びたるとき。
 5. 試の雇傭期間中のもの雇入後十四日以内なるとき。
 6. 天災または事变により鉱業を休止または廃止したるとき。
- 右の外に現行規定では即時解雇することあるべしとして、その場合を左の如く定めている。
- この即時解雇は予告期間を与えず、これに代えるにその日数全部または一部に相当する賃金を支給して行うものである。
1. 身体虚弱傷痍疾病その他の事由により業務に堪えずと認めたるとき。
 2. 鉱業を縮少または休止し若しくは廃止したるとき。
 3. 業務の都合によるとき。
- 右の各項の場合にあつても業務上負傷し或は疾病に罹り療養のた

め休業する期間、産前または産後の女子が労役規則第十五条の規定によって鉦夫が臨時に休業する期間（但し休業中賃金を受くるときはこの限りにあらず）等は予告期間に算入しない。けれどもやはり賃金を支給して即時解雇するのである。

予告に代る手当の標準たる賃金は鉦夫労役扶助規則第二十九条の例によって算出することになっている。

鉦夫の方から辞職したい時には解約十四日前にその旨を申し出すべきこととなっているが、試の雇傭期間中のもので雇入後十四日以内のもの、傷痍疾病身体虚弱等で就業に堪えないもの、その他已むを得ぬ事由あるもの等は即時解雇を申込むことが出来る。但し傷痍疾病を事由とするときは医師の診断証明書を要することになっている。

以上解約事項中事業縮小以外のものは極めて稀で、事業不振のためやむなく即時解雇を云い渡したことが多い。

この場合の解雇者の人選については一家二人以上稼働者あるもの、別に家業を有するもの、比較的身軽な単身者、採用日なお浅きもの、老年者通勤者、相当の退職手当を受くべきもの等の中から現場と労務の意見一致したものを選出すこととし、傷病者極貧者を避けることとしている。

かくて人選を終ると関係官公衙に対して諒解を求め、当日は新聞記者を招いて解雇事情を発表するなど慎重に事前工作を施すのであるが、前記の関係官公衙には更に解雇後の結果を知らせるのを常としている。

大量整理の場合では特に協調機関である共愛組合の連合相談役会を開き鉦夫主任から解雇の止むなき事情を懇篤に説明して諒解を求めるとともに、一般に対して動揺を来たさぬように努めるのであるが、時

には鉦夫事務派出所首席をして社宅什長に対して事情を懇篤に説明して諒解を求めさせることもある。

解雇言渡しの際に当るのは右の派出所首席であつて解雇者を一言に呼びだすことなく時間を按分して個々に出頭を求める。

反抗気分を有するような人物は最後に言い渡す。これは不和雷同者の発生を防ぐためである。

解雇後の転職斡旋については常に関係方面と連絡をとつて遺憾なきを期しているが、多くは特有の放浪性があつて容易に勧誘に従わぬ憾がある。

解雇手当及び退職手当

明治時代の事蹟は不明であるが、大正十年五月頃の解雇の際の諸手当金は所定の退職手当金の外に解雇手当として賃金の十四日分を加給なお帰郷旅費として本人及び家族全部に対し本籍地までの汽車汽船賃、日当、宿泊料等実費相当の概算額を支給し、これに退職別金（共愛組合）を添えたのであるが、特別取扱いとしては以上の退職手当、解雇手当を合算してなお男子二十五円、女子十五円に満たない場合この額に達するように定額不足補給金を給与することとなつていた。

大正十四年十二月頃には前述の諸給与金のほか解雇手当補助金として金五円を給与している。

昭和五年十月頃の解雇者には退職手当、解雇手当、帰郷旅費、退職別金（共愛組合）のほかに特別餞別金五円補給金として退職手当、解雇手当、特別餞別金の合計額が五十円に満たないものに対してこれに達する金額を補給した。

昭和七年八月には退職手当、解雇手当、帰郷旅費、退職別金

(共愛組合)のほかに特別餞別金として前記退職餞別金の二割乃至三割に相当する金額を補給し、なお退職手当、解雇手当、特別餞別金の合計額が百円に満たない時はこれに達する金額を補給した。

もつともこの際は、いわゆる募集解雇であったから特別取扱の給与金が従前よりかなり増額されている。帰郷旅費は当鉱業所の鉱夫労役規則には十五日以内に帰郷する場合に支給することと定めてあるが、実際には退職手当金その他と同時に支払う例となっている。

なおこれは解雇ではないが、坑内外請負制度廃止の際請負名義人に所属する子方を直轄に引直した時は右名義人に対しその勤続一ケ年について金十円、子方一人について金五円給与し特に主立った請負人には永年の功労を表彰する意味で功労金を贈与したこともある。

移 動

鉱夫の移動が頻繁なことは古くから業界の苦痛としたところで、筑豊では炭山が密集しているから特にこの傾向が強く、従来各山とも殆んど常属の鉱夫というものがなく、むしろ鉱夫は全炭山の共有と称しても差支えない有様であった。

それが大正・昭和と時代の経過するにつれて漸次定住性を帯びるようになった。最近に於てはかなりその移動率が低減している。特に昭和十四年従業者雇制限令の施行を見るに及び著しく移動が阻止されることになった。

しかしこれを以て心を安んずるわけには行かぬのであって、一層徹底した国家の管理が行われない以上完全な移動防止は困難である。

当鉱業所に於ても右の例に洩れず鉱夫の移動は相当数に上っているが、その原因としては、

(イ) 他山の好況を耳にしこれを盲信して直ちに移動すること。

(ロ) 変災や負傷者を目撃したため恐怖と不安を感じて他に移動すること。

(ハ) 出来高払制度であるから切羽の良否、街道の遠近、運搬の難易等及び当人の技倆によって自ら所得の少額なのを免かれぬことがあり、かような境遇が継続する場合に生活上不安を感じて転坑を企てることになる。

(ニ) 農閑期(十一月より翌年四月まで)出稼者が農繁期になると一時に帰郷するため俄かに坑夫の不足を生ずるが、この補充として各山は鉱夫争奪を行う。

(ホ) 募集料目当の悪ブローカーが介在して無責任な周旋をする結果鉱夫の居付きが悪くなる。

等を挙げ得るであろう。勿論これも当鉱業所に特有のものではなく各鉱山の移動原因も皆これと共通するものであり疑問の余地はない。かような頻繁な移動が炭山経営上最も不利なものであることは当然であるが、大正十一年開催の筑豊労務委員会でも左のような対策が協議されたことは労務管理の沿革上興味あるものである。

『解雇証明書の実行、貸金の廃止、最低最高賃金の統一、突飛な切賃または賞与を出さぬこと、組合区域に於て募集せざることを、区域外にて組合坑に関係のないものを募集すること。』

鉱務署に於て組合炭坑の募集事務を監督すること、職業紹介所、諸官衙、諸会社と連絡を取り直接間接に需給の調節を計ること、組合炭坑の人事関係は毎月一回打合せ会を開き連絡をとること、根本問題は登録により坑夫の身分を確定せしむること』

これらの題目については席上議論百出遂に何等纏まることなく解散したのであったが、以て当時移動防止に苦悩せる実情を察知し得

るであろう。移動癖についてはなお社会政策時報第一九三号（福岡鉱山監督局）に掲載されたところを引用してみよう。

『金属山に転ずるもの一％、他の石炭山に転ずるもの五〇％、帰農するもの一五％、その他の職に転ずるもの六％、未就業者または不詳のもの二八％となっているが、未就業者のうちには傷痍疾病により就業不可能のものもあるが、不詳は無断で退職した所謂逃走者でその殆んど全部が他の炭坑に転じたものであるから、石炭山に転じたものが七〇％乃至八〇％位あるものと見て差支えなく、これ等の坑夫は常に炭坑を流れている所謂渡り坑夫なるもので特に炭坑夫に多い。

炭坑夫は稼ぎ高払いであるため坑内切羽の状況または炭質の硬軟等自己に適するや否や個所見をなす習慣があつて自己の型に合わぬ場合は翌日にでも他に転ずるが如く定着性少なくまた一般坑夫は知識の程度低く……』

こんなわけでどの炭山でも移動防止は極めて重大な問題としてその対策に腐心している。

当鉱業所では、その対策の中心をなすものとして労務管理の徹底を期している。即ち創業時代には私立小学校を、大正の頃には墓地を、昭和の初めには共愛館、最近に至っては筑豊炭田稀に見る整備した病院と大規模な家族風呂を設備した如きであつて永任の念を喚起する点に考慮を払い、事業の方でも特に就業時間の短縮所得の増額等に留意している次第である。

納屋制度の改廃

明治初期の頃田川一郡に炭坑の頭領が二十四人いてみな土着のもので徒党を組み頭領仲間と称していた。

当鉱業所の最初の前身であつた田川採炭株式会社は明治二十二年

の創立であつたが、勿論納屋頭制度であり、その次の経営者田川採炭組も納屋頭制度が続けられた。

田川採炭組が経営を開始したのは三十二年七月であるが、従来の弊風を打破するため前経営者から受継いだ十八人の納屋頭領を一応解約し改めて四人の納屋頭を選任し次のような内容の請書を徴していた。

1. 坑則を守ること。
2. 坑夫雇人は許可を得て募集をなすこと。
3. 部下坑夫を親切に取扱うこと。
4. 部下坑夫の稼賃は不渡りなく支払うこと。

従来の取扱いが全くこれと反対であつたことをよく物語つたものであり、もしこの請書に反した所行があれば納屋頭を差し止められても一切苦情を申し立てない旨の誓約書まで入れさせている。

なお同坑では従来事務所で発行した切符を全廃し一切現金日払制度に改め、これを前記四人の新任納屋頭に支払うこととした。

明治三十三年三月三井田川炭鉱の経営に移行してからもこの納屋頭制度は存続していたが、同年七月頃本坑の納屋頭緒方勘治と同じく古川末十郎との間に子方争奪のことから紛争を起しついに緒方は殺害され古川は捕縛されるという事件があつた。

これを契機としてその後間もなく先ず本坑から納屋制度を廃止するに至つた。当時時期尚早として反対した大藪伊田方面でも本坑に於けるその後の良成績に鑑みこの制度を廃止したが、その完了の時期は記録がなく不明である。しかし明治三十三年九月二十四日通達に『従来直轄請負夫の一部に衛生費徴収せざる分有之候処来る十月六日以後徴収すべし』とあるのを見てこの頃にはすでに廃止されていたものと解せられる。

前記のような惨事の起つたのちまだ間もない頃の改革なので鉱夫の動揺があるものと予想されてこれに備え、一面納屋頭類似の台頭を防ぐため一種の請負制度を設くるに至つた。

この請負人は何よりも自ら子方に先んじて好く働くことが要求され子方の数も多くは許されず、一番方に二人若しくは三人で二番方三番方まで就業の必要があれば十人位までは子方を持つことを許しそれ以上持たせぬ方針を取つた。これが請負名義人制度の始まりである。

約定鉱夫賞与規定の制定

請負名義人の持つ子方以外は全部直轄坑夫として直接労務管理に移したが、鉱夫の動揺を鎮め居付きをよくするため、明治三十四年二月六日約定坑夫賞与規定を制定し採炭夫の優遇措置が講ぜられた。この規定は初め六ヶ月間を第一期間とし六ヶ月毎に更改するものであった。

同年八月九日この規定の期限を一ケ年毎に改むるよう改訂されたが、引続いて再約定するものには前期間中の受賞高の一割五分を加賞することになった。

明治三十八年二月二十七日この制度は廃止されたが、この頃になつてはすべての設備も進み少しの動揺も見ることなく、経営はますます隆昌発展の途上にあつたので右のような規定の必要もなくなつたのであろう。時勢の進展に伴い他に適切な優遇措置が採られてゐる。

規定の内容は次の通りである。

一、約定坑夫賞与規則

明治三十四年二月六日制定（達第五八号）

約定坑夫規則

明治三十四年八月九日制定（達第六九号）

明治三十八年二月廿七日廃止（甲達第九号）

二、坑夫雇入及器具貸附手続

明治三十三年六月二〇日制定（達第二一号）

田川炭礦坑夫募集規則

明治三十八年九月四日制定（部規第一〇号）

鉱夫仮募集規定

大正三年七月二四日（於主任会議）

田川鉱業所鉱夫募集規程

大正七年一〇月二九日制定（註認第一九号）

大正八年一月一四日改正（達示第二一号）

約定坑夫賞与規則（明治三十四年二月六日）

第一条 この規則に依り約定する坑夫を約定坑夫と称す。

第二条 約定は当分の内六ヶ月を以て期限とす。約定最初の六ヶ月を第一期とし第二期第三期以下順次約定期間を以て算す。

一ヶ月は三十日とす。

第三条 約定坑夫には出炭壱函につき金貳銭の賞与を約す。

第四条 賞与金は約定期間内当会社に預り置き期間満了の後相当の利子を附し下渡すものとす。（当分の内年一割二分）

但し利子は金融の模様により変更するものとす。

第五条 賞与金所得高及び姓名は一月二回揭示す。

第六条 左の各項に該るものには賞与金を給せず。

一、自己都合により解雇を申出するもの。

二、処罰により解雇放逐せられたるもの。

三、無届欠勤引続き三日以上に及ぶもの。

第七条 賞与金は如何なる場合と雖も本人の外代受することを得ず。

第八条 第六条第一項第二項に該当するものにして再び当会社に採用されたる時は一ヶ月の後にはあらざれば約定をなすことを得ず。

第九条 一般坑夫に特典を施すときは約定坑夫を先にし一般坑夫に及ぶものとす。

附 則

第十条 本規則は来明治三十四年二月十四日より実施す。

第十一条 本期は明治三十四年二月十四日始まり八月十八日に終る。但し二月十八日までに約定するものは尚八月十八日を以て期間満了とす。

追 加

一、約定坑夫には来る二月十四日より三月十九日に至る間特に左の率に依り賞与を給しその半額を三月十日に払渡し残半額は約定期限満了後払渡す。

但し右期間内は壹函に付き式銭の賞与を給せず。

二月十四日より二月二十四日迄に入坑するもの

一函に付 金八銭

二月二十五日より三月六日迄に入坑するもの

一函に付 金五銭

三月七日より三月十九日迄に入坑するもの

一函に付 金三銭

約定坑夫規則（明治三十四年八月九日実施）

第一条 この規則により約定する坑夫を約定坑夫と称す。
第二条 約定は満一ヶ年毎にこれを更改するものとす。
第三条 約定坑夫には出炭一函につき金式銭の賞与を給す。

第四条 賞与金は約定期間内当会社に預り置き旧正月旧盆の両度に

積立高の二分の一を下附し満期のときに全部を下渡すものとす。

第五条 賞与金高は毎十五日通帳に記載し各自に交付すべし。

第六条 左の一項に当るものはその月の賞与金を給与せず。但し規定休日特別休日はこれを算入せず。

一、一ヶ月累計七日以上欠勤するもの。

二、引続き五日以上欠勤するもの。

但し月末日より翌月初めに亘り五日以上欠勤するものは翌月分の賞与金を給与せず。

第七条 左の事項に該るものにはこの規則に拠る総ての賞与金を給せず。

一、自己の都合により解雇を申出ざる者

二、処罰により解雇放逐せられたる者

三、半期間引続き五日以上の欠勤再度に及ぶ者

第八条 賞与金は如何なる場合と雖も本人の外代受することを得ず。

第九条 第七条第一号第二号に該当するものにして再び当会社に採用せられたるときは一ヶ月の後にはあらざれば約定をなすことを得ず。

第十条 一般坑夫に特典を施すときは約定坑夫を先にし一般坑夫に

及ぶものとす。

第十一条 通帳は貸借譲渡等一切これを禁ず。犯すものは所持の通帳は無効たるべし。

附 則

第十二条 此の規則は明治三十四年八月九日より施行す。

第十三条 此の規則施行前約定済みものにして約定期限内に在るものは尚その当時の規則による。

第十四条 此規則施行前に約定せしもの満期の際引続き此規則により再約定するものには前約定期中受賞高の一割五分を加賞すべし。
第十五条 此規則施行の手続は明治三十四年二月六日制定約定坑夫賞与規則取扱い手続を適用し得らるる部分に限りこれを襲用す。
甲達第九号

各坑（山野坑を除く）

明治三十四年一月十七日達第六九号約定坑夫規則本月限り廃止す。
但し該規則第四条積金の残余は本年旧盆に全部下渡すべし。

右相達す

明治三十八年二月二十七日

事務長

達第二十一号 明治三十三年六月二十日

坑夫雇入及び器具貸付手続

第一条 坑夫を雇入るときは警務方は坑夫取扱い規則に因り誓約書を差出さしめ直ちに原簿に登記すべし。

第二条 坑夫雇入れの周旋をなしたるものには左の周旋料を給することあるべし。

家族携帯者は壹名につき金五拾銭

独身者は壹名につき金四拾銭

家族にして稼働するものあるときはその稼働者壹名に付金参拾銭

第三条 新入坑夫には食費として壹名に付金式拾銭を給与す。

第四条 周旋料及び新入坑夫食費は三十日以上稼働したる後にあら

ざれば支給せず。

第五条 坑夫にして当坑を去り再び当坑に雇入れをなしたる場合に

は周旋料を支給せず。

第六条 周旋料は事業取締及び警務方連印の上工務主任に上申し出張出納方より交附の手続きをなすべし。

第七条 雇入坑夫にして稼業用器具の貸与を出願したる場合には借用証を差出さしめ最初一回を限り必要に応じこれを貸附することを得。

第八条 貸与器具左の如し。

一、長 鑿 長四尺五寸五分 代金 六拾七銭

一、短 鑿 長三尺五寸五分 代金 五拾式銭

一、口 切 長二尺 五分 代金 参拾銭

一、搔出し 長四尺五寸一分五厘 代金 七銭

一、鶴 嘴 代金 四拾銭

一、雁 爪 代金 式拾参銭

一、玄 翁 三百五十匁両端鋼入 代金 五拾六銭

第九条 貸与器具はその損料として壹日五銭宛の割合にて坑夫日々所得の工賃中より引去るものとす。但損料の総額器具の原価に達したるときは器具及び借用証書は坑夫に下附す。但し借用証書にはその旨記入し置くべし。

第十条 雑務方は器具貸附簿を備え置き貸附坑夫の氏名器具の名称及び単価を記入し置き返済金額戻入の手続を明記すべし。

第十一条 器具貸付の坑夫解雇の場合には直ちに器具を取場ぐべし。

第十二条 器具貸与の坑夫逃走し現品の所在不明にして到底損失に帰する場合は事業取締警務取締及び警務方連印の上工務主任に報告すべし。

第十三条 貸付の器具を紛失又は破損したる場合には再び器具を交付せず。自費にて弁償すべし。

第十四条 貸付坑夫にして無届欠勤三日に及べば貸付器具は一時返却せしむべし。

田川炭礦坑夫募集規則 明治三十八年九月四日

第一条 当礦坑夫募集のため地方枢要の地に身元確実なる周旋人を置く。

第二条 周旋人の身元については左の要点を調査し信用あるものを選定す。

一、履歴の概要

一、現業の種類

一、地方信用の程度

第三条 周旋人には募集坑夫一人に付周旋料として式円を支給するの外その坑夫到着後三十方出役したる後に於て更に式円を加給す。

第四条 周旋人に於て下周旋人を置きたる場合下周旋人の報酬は周旋人の周旋料より分給せしむ。

第五条 周旋人には五円以上十五円まで周旋料の前貸をなすことを得借用証書左の如し。

前借証

一金 円也

右の金円坑夫募集周旋料引当前借仕候に付ては精々坑夫を

募集し貴礦に御送り可申候万一拙者に於て坑夫募入不致

貴礦の御都合に依り周旋人たることを罷むる場合には前

記の金額無滞返納可致為後日証書仍て如件

居所(成るべく職業記入)

年月日 周旋人 氏名

三井田川炭礦事務所 御中

第六条 周旋人には当礦坑夫周旋所の招牌を掲げしむ招牌は凡そ幅一尺五寸とし製造費は別にこれを支給す。

第七条 募集坑夫はその郷里に於ける農繁の時期には希望により期間を定め便宜を与えて帰郷を許すことを得。

第八条 坑夫若くはその他の者にして当礦掛員の許可を受けその親戚知人を紹介し二十方以上稼働せしめたるものには左の賞与を支給す。

一、単身稼働者を紹介したるもの一人につき金壹円

一、二人以上稼働者ある家族を有する者若くは夫婦ものを紹介したる者は稼働者一人につき金壹円五拾銭

第九条 募集坑夫の旅費は左の区別により汽車賃汽船賃及び宿泊料を支給す。

一、汽車賃汽船賃は最低の額により実費を支給す。

一、宿泊料は一泊につき四拾銭とす。

但し実際宿泊を要したる時に限り支給す。第八条の募集坑夫にも本条により旅費を支給す。

第十条 募集坑夫の家族中非稼働者の旅費は第九条の定額以内にて必要の場合に限り貸与することを待。

第十一条 一地方より多数の募集坑夫を当礦に送致せんがため宰領者を附するの必要あるときは宰領者に第九条旅費の外日当一日参拾銭を支給す。

第十二条 坑夫募集のため当礦坑夫を出張せしむるときは本人賃金以外に特別旅費規則により旅費を支給す。

但し採炭夫一日の賃金は七拾銭として計算す。

第十三条 募集坑夫荷物運搬賃はその証明書あるものに限り実費を支給す。

第十四条 新に収容したる坑夫にはその当日より三日間一日式拾銭

の割を以て食費を給与す。その非稼働家族には着後三日間一日一人につき拾五銭以内の割を以て食費を給与することを得。

第十五条 新に収容したる坑夫にして坑具炊具を持参せざるときは左記必要の物品に限り特に実品を貸与することを得。

坑具並に炊具類の品目

一、鶴嘴、雁爪、担棒、箆、ノミ、セットウ、耳カキ込棒、燈具
一切（安全燈を除く）

一、鍋、釜、茶碗、皿、箸、飯桶、飯杓子、水田子、水桶、ヒチリン等

一、寝具

第十六条 募集坑夫収容の際貸与したる非稼働家族の旅費並に食費及び坑具寝具代は本人就役一ヶ月の後より毎半月参拾銭以上の割合を以て稼賃より控除す。

附 則

第十七条 本則に抵触する従来の規則は総て廃止す。

部規第一三五号

明治三十八年九月部規第十号田川炭礦坑夫募集規則中「周旋人」とあるを「募集人」「周旋料」とあるを「募集料」「周旋所」とあるを「募集所」と改む。

明治四十二年一月十五日

部 長

仮募集規定 大正三年七月

(一) 募集方法は在坑鉱夫その他の者にして当礦係員の許可を受けその親戚知人を紹介志願せしむ。

(二) 紹介坑夫には満一ケ年間の稼働誓約をなさしむ。

此の誓約は確実に紹介人の保証を要す。

(三) 募集坑夫は数の多少を問わず人質の精撰に確く重きを置く。特に左の事項に注意するものとす。

1. 始めて坑夫となる採用者の年齢は十六年以上四十五年までとする。

2. 体格検査の際は視覚聴覚及び手足の運動完全なるや否やを検査すること。

(四) 紹介人にはその坑夫確実に稼働七方の後売人に付き金壹円稼働二十方の後単独者は金壹円、夫婦者又は稼働者式人以上の家族者には稼働者一人につき金壹円五拾銭宛の紹介料を支払うものとす。

(五) 紹介坑夫には荷物の有無家族の状態等實際を調査斟酌をして単独者には金壹円、夫婦者又は家族持の者には稼働者壹人につき金壹円宛以内にて貸金をなすことを得。

(六) 他県下よりの紹介坑夫にして特に費用を要する分は前以て紹介人に許可をなすべし。許可したる者に限り必要部分の実費を計上して貸金をなすことを得。

(七) 前両項の貸金は採用稼働壹ヶ月後より勘定毎に金五拾銭以内に稼働賃より徴収返済せしむ。

(八) 前項の貸金は採用後その稼働五十方に達したるものには己に徴収したる金額は賞与として還給し尚返済未済の分はこれを免除す。但し稼働五十方に達せざる内に退職するものは一時に貸金を返済せしむ。

三井田川鉱業所鉱夫募集規程（大正七年十月二十九日）
第一条 鉱夫募集を募集及び紹介の二種に別つ。

第二条 募集及び紹介坑夫は耳目四肢完全身体強健なる年齢十五才以上四十五才以下の男女にして満一ケ年間当鉱業所坑夫稼働を確く誓約実行すべき者に限る。

第三条 各概要の地に鉱夫募集員を置く。

第四条 募集員にはその土地と本人の状況により月手当を支給することを得。

第五条 募集料

(一) その鉱夫出役後金参円

(二) その鉱夫三方稼働後金貳円

第六条 募集賞与

(一) その鉱夫三十方稼働後单身者金五円以内、家族者金七円以内

(二) その鉱夫六十方後单身者金五円以内、家族者金七円以内

(三) その鉱夫定約満了後金五円以内

第七条 鉱夫その他をして友人知己を紹介せしむる場合には紹介料と紹介賞与とを給与す。

第八条 紹介料

(一) その鉱夫三方稼働後金参円

(二) その鉱夫七方稼働後金貳円

第九条 紹介賞与

(一) その鉱夫三十方稼働後单身者金五円以内、家族者金七円以内

(二) その鉱夫六十方稼働後单身者金五円以内、家族者金七円以内

(三) その鉱夫定約満了後金貳拾円以内

但し紹介の状況その鉱夫の技能如何により特に金参拾円以内迄を増給することを得。

第十条 募集人及び紹介人中成績良好なる者には季末賞与を支給することあり。

第十一条 募集員には当鉱業所募集所の招牌を掲げしむ。但し招牌は巾一尺縦五尺とし製造費は別に支給す。

第十二条 鉱夫その他を出張せしめたるときは鉱夫旅費規則の範囲に於て旅費を支給する外本人相当の賃金を支給することあり。

第十三条 募集鉱夫及び紹介鉱夫にして必要あるものには左の実費旅費を貸与す。

(一) 最低汽車船賃

(二) 宿泊料金七拾五銭以内

(三) 昼食料金貳拾五銭以内

第十四条 必要なる家具名数持参の者には証明書によりその賃金の幾分を貸与す。

第十五条 募集鉱夫及び紹介鉱夫中の非稼働者旅費は不得止者に限り第十三条の定額以内にて貸与することを得。

第十六条 募集鉱夫及び紹介鉱夫には食料坑具等に係る必要の費用として金五円以内の居着金を貸与することを得。

第十七条 旅費運賃居着金等の貸与金は募集人及び紹介人の保証する借入証書を要す。

第十八条 募集人及び紹介人にして鉱夫を送致又は志願せしむるときは左の書類を持参せしむべし。

一、本人に係る必要なる事項取調書

二、稼働誓約書

三、戸籍謄本

第十九条 募集地より鉱夫を送致するに宰領者を附する必要があるときは第十三条の旅費の外日当金七拾五銭を支給す。

第二十条 募集鉱夫又は紹介鉱夫にして稼働に適せざるか又は就業の見込なき者に対しては募集料若くは紹介料は勿論その他一切の

費用を支払うことを得ず。

但し募集人及び紹介人の錯誤粗漏に非らざる事情不得止者に限り旅費のみを支払うことあるべし。

第二十一条 募集鉞夫及び紹介鉞夫の貸与金は満一ケ年誠実に稼働したるときは賞与として給与す。その期間内に退坑又は解雇処分を受けたるときは一時に全部を返納せしむ。

第二十二条 募集人及び紹介人には募集料 若くは紹介料の前貸をなすことを得。

第二十三条 募集鉞夫及び紹介鉞夫には稼働三十方及び六十方後に於て各金五円宛を賞与す。

第二十四条 募集鉞夫及び紹介鉞夫には定約満期賞与を給与することあるべし。

第二十五条 募集鉞夫及び紹介鉞夫は其郷里に於ける農繁時期其他必要不得止事故明瞭なる者に限り期間を定め便宜帰郷せしむる事を得。

附 則

第二十六条 本則は大正七年八月一日より実施す。

達第三一号

全 山

鉞夫募集規定第十三条第十九条中左記の通り改正十一月一日より実施す

大正八年十一月一日

所 長

記

第十三条中

- (二) 宿泊料金七十五銭以内とあるを金一円五銭以内と改正。
(三) 昼食料金二十五銭以内とあるを金参拾五銭以内と改正。
第十九条中(前略)第十三条の旅費の外日当七拾五銭以内(後略)とあるを金一円と改正。

以 上

(59頁より)

郡北多久村大字小侍四七〇一番地 鶉飼登治郎 ○監査役氏名住所
福岡県田川郡勾金村大字高野一一九四番地ノ二 久良知治市 小城
郡北多久村大字多久二九三八番地 松原為吉 ○存立の時期 設立
ノ日ヨリ滿二十五年 ○大正二年六月五日登記 佐賀区裁判所 多
久出張所

大正三年六月十二日

杵島炭坑の椿事 昨十一日五時四十分頃杵島炭坑の巻綱切断し即
死三名、負傷者七名を生じたりと

大正三年六月十五日

子を思うは親の常なり 佐賀郡久保泉村北島新作の息子治八(二
〇)は昨年十一月頃人の口車に乗せられて沖繩県八重山島内八重山
炭坑に出稼し居れるが一昨日父新作の許に借金ができて帰れぬから
五十円程送ってくれとの手紙来りしかば、新作は我子可愛やの思ひ
に迫られて直ちに送りでも遣りたりき心なれど又誰かの悪謀にては
無きにやと真否如何を調べて下されと昨日佐賀警察署に願出でたり